

Espace des Femmes

女性空間

『女性空間』22号 編集委員
加藤康子 久保雅子
佐藤浩子 支倉寿子
カット：マース・ヒロ子

編集後記

現代の情報過多ともいわれる社会において、メディアの担う役割と影響力はますます大きくなっているように思われます。今回はこの「メディアと女性」というテーマに沿って、さまざまな時代の女性とメディアとのかかわりを取り上げました。

特集テーマを決めた時には原稿が集まるかどうか心配していましたが、執筆者の方々がみな快く引き受けてくださり順調に編集作業ができたことに改めて感謝いたします。それぞれの専門分野において興味深い考察がなされ、読み応えのある一冊になったと自負しております。

今後ともご協力お願いいたします。

(編集委員一同)

『女性空間』第22号

2005年6月発行

価額(送料別) 1500円(会員価額1000円)
編集・発行 日仏女性資料センター(日仏女性研究学会)
Centre de Documentation Franco-Japonais sur les Femmes
(Société Franco-Japonaise des Etudes sur les Femmes)
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-9-25 日仏会館内
TEL/FAX(事務局代表・中嶋公子方): 03-3538-6302
印刷所 昌美印刷株式会社 東京都足立区綾瀬2-26-7

郵便振替 00150-8-101449 「日仏女性資料センター」
HP <http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Library/5526/index.htm>

日仏女性資料センター
(日仏女性研究学会)

La gérante（女性発行主管者）の誕生 — 1881年プレス法による女性差別撤廃 —

山口 順子

1. メディアを経営管理する女性像

定期刊行物がフェミニズムの進展に大きく関わってきたことは、ここで改めて述べるものではないが、例えばアンシェ大学のフェミニズム史料サイトが掲載する19世紀と20世紀の427タイトルの女性とフェミニズムプレスのリスト¹を概観するとき、歴史を動かしてきた原動力を実感せざるにはいられない。19世紀に活性化したこれらの印刷媒体を経て、20世紀後半とりわけ1980年代以降情報技術を介在したデジタルネットワークのめざましい発展のなかで、フランスのフェミニズムは柔軟にしたたかにその変化の波を乗り換えていくようと思える。

これらのリストを初号に掲げたペネローブ (*Les Pénélopes*)²は、1979年から85年まで13号発行されたが、近年は電子版³で多言語化を図り、東ヨーロッパ及び第三世界との女性連帯を掲げながら、とりわけジェンダーとデジタルディバイドの問題の監視を、世界社会フォーラム⁴と連動して活動している。こうしたWEBに先駆けた経験としては Elletel を挙げることができる。これは、女性通信社 A.F.I. (L'Agence Femmes Information) が、ミツテラン政権の国家プロジェクトとして行われたビデオテック形式の Telletel⁵ に1984年に参加し構築

した、女性の権利情報や中絶を含む健康、育児や生活情報、フェミニズムを始めとする市民活動の情報ネットワークだった。⁶ そうした情報環境から、ペネローブ創設者の一人パルミエリ (Jérome PALMIERI) が、1985年からグラフィックアートと情報メディア開発に携わり、1995年からは企業経営者兼マルチメディア作家として活動している。⁷

また、1973年にフランスのみならず欧洲大陸で最初に設立された女性出版社デ・ファム (Edition Des Femmes) では、ワーク (Autonette FOUQUE) がフェミニズムの特化したテーマをもとにしたシリーズ出版を継続して400タイトル以上を発行してきた。必ずしも営利追求ではない共同運営体として経営されることが多い女性書店のなかで、デ・ファムは出版企業としても成功を収め、近年、発行作品のデータベース化とサイト運営に移行している。⁸

こうした根源にあるのは、独立したメディアを管理し、市民社会を支えている主体的な女性の活動であって、大企業体としてのメディアに従属し権力構造のなかで操られ、商品価値として扱われている女性像でもなく、あるいはメディアから一方的に垂れ流される情報の消費者という女性像でもない。

そのような女性の活動を可能にし、大きな前進へと導いた根源には何があるのか。本稿は、19世紀の印刷メディアの発達とともに規制と自由化の闘を搖れつづけたプレス法が、1881年に女性差別条項を撤廃するその前夜に起源を探る。

¹ <http://bu.univ-angers.fr/ARCHFEM/guide/presse.htm> [8 mars 2005] タイトル数は2004年11月現在。

² <http://www.penelopes.org/xhome.php3> [2 mars 2005] 記事提供者を各國から募り、仏西英と3ヶ国語の無料メールマガジンの配信はほぼ毎月に1度と、インタラクティブな活動をしている。

³ 新自由主義経済やあらゆる形態の帝國主義と対抗する、反グローバリズムのNGOフォーラム。2001年1月アラジルのボルトアンクレで始まり、世界経済フォーラム（通称、ダボス会議）と同時に開催期に行われるが通例。世界中から10万人以上のNGOや市民を集めれる。

⁴ 電話回線によるテキストと静止画像をベースとしたの双方向システムでフランステレコムが全世界に小型端末 Minitel を配布し利用課金方式で普及させた。これを主導した情報技術者は Marie MARCHAND という女性だった。(Marie MARCHAND (sous la direction de Hubert CURUEN), *La Grande Aventure du Minitel*, Librairie Larousse, 1987) 日本では NTT によるキャバテンシステムがこれにあたる。東西冷戦の終結が米国国防総省の情報技術

⁵ [24 sep. 2004])

⁶ なお、Elletel は終了したが同様のコンテンツを女性の権利省の広報機関 CNIDF が提供している。(MARCHAND, op.cit., p.142 et Chantal ROGERAT, *The case of Elletel, Media, Culture and Society*, Vol.14, 1992, pp.73-88)

⁷ Macrì PURICELLI, *Gender Gap nelle nuove tecnologie in Francia: Intervista a Jérolle Palmieri, Altre Voci, gennaio, 1998, nel sito di MeDea: http://www.provincia.venezia.it/media/macri/palmier.htm*. MeDea はペネチアを拠点とする伊仏の女性による1998年からのWEBサイトで、女性雑誌 INFO@Perini を主宰する。

⁸ <http://www.desfemmes.fr/> なお、2004年30周年記念誌を発行したが筆者は未見。欧洲大陸ではコーポラティブな女性書店がほとんどだが、デ・ファムと英国の Virago Press (1973年設立) や The Women's Press (1978年設立) が企業体をもつたといふ。(Piera CODOGNOTTO e Francesca MOCCAGATTI, *Editoria femminista in Italia, Associazione Italiana Biblioteche*, 1997, cit. n.10, p.12)

2. 出版メディアの産業化と Le gérant (定期刊行物発行主管者) の要請

フランス人権宣言は、表現の自由を能動的市民に限定した保障条項とし、そこから女性は排除された。⁸ 能動的市民による敵対的で煽情的なメディアをいかにコントロールするか、その課題は革命期に解決をみないまま、検閲の強化、発禁と厳罰のなかで出版警察が確立し人権宣言の条項は空文化していった。⁹ 第一帝政期を経て男女とも国民を対象とした意見発表の自由は、1830年憲章8条により宣言されたものの、それは建前にすぎなかった。1819年6月9日法によって届出制と保証金制度が政治的定期刊行物の自由化を進めたが、事前検閲の廃止と引き換えに言論の自由を手にしたのは、高額な保証金、つまり出版犯罪の罰金を前納する供託金を支払う能力を有する資本家だけであり、結果として言論の多様性を阻害していくこととなつた。

1828年7月18日法は、保証金の有無によって政治的と非政治的定期刊行物とに二分して、前者には保証金の4分の1を支払う能力をもち、定期刊行物の經營管理に責任をもつ Le gérant (発行主管者) を指定した。Le gérant には、民法980条の規定をひいて成人男子、公民権を剥奪されないことを条件付けた。つまり能動的市民のうち政治的刊行物を定期的に発行し継続して企業経営を可能とするジャンダーが男性と限定されることになる。¹⁰

が深く関わっていた。19世紀初頭、英國における高速輪転機の開発に促されて、発行部数能力は急速に上がり、製紙、印刷、流通といった関連業界多くの雇用が見込める「産業」そして「公的秩序」(l'ordre public) の法的分析軸が journal に生ずるようになった。¹¹ 1828年法は、保証金対象となる政治的定期刊行物の

発行組織を民法典の民事組合 (société civile) ではなく商法典による商事会社に限定している。¹² このことにより、プレス法は一部産業法の側面を帯びることになった。能動的市民が手にする言論の自由を毀損することなく、複雑な産業規制の網ができるだけ緩やかにし、新興産業として保護しつつ、発行主管者の企業経営と編集責任によって公的秩序を担保する、それが1828年法の自由化施策のねらいだつたと考えられる。

こうして単純な民主主義の粗形を脱して、複雑で大規模な政治的論壇が形成される過程において、女性は政治的言論の生産管理責任者となることから排除され、女性が発行できる定期刊行物は学術雑誌、文艺雑誌、モード雑誌、単なる商況通信などに限定されてしまった。既婚女性には経済活動の自由がなく、夫の承諾なしには société の経営権をもつことはできなかつた。だが、文学や身体表現としてのモード、女性教育の啓蒙といったジャンルから、自由と平等の権利獲得の主張を展開していったのである。

保証金制度を含めたプレスの規制が二月革命後に一時廃止されると、メディアの熱狂とともに、ニボワイエ (Eugénie NIBOYET) による『女性たちの声』(La Voix des Femmes, 1848. 3. 19–6. 20) が発行される。日刊化の宣言もしたというが、実際の発行号数は全46号であり、ニボワイエは経済的な困難を背負つた。¹³ しかし彼女はまぎれもなく、La gérante の前衛だったのである。

3. 新聞雑誌売捌業者としての女性たち

二月革命後、六月事件を経て1848年8月以降保証金と印紙税が復活した。ナ

⁸ 井村みよ子『人権の普遍性と歴史性』、創文社、1992. pp.123–154。
⁹ プレス法の変遷については、山本桂一「フランスにおける表現の自由 (1) —フランスの基本的権利および自由の法的考察」、『國家学会雑誌』70巻11・12号、1957年及びClaude BELLAGER et al., *Histoire Générale de la Presse Française*, Tome 2 et 3, PUF, 1969。このほか DUV.: DUVERGIER, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat* を適宜参照。

¹⁰ この規定は、文言をえながらも1881年まで継続した。(BELLANGER et al., p.399)

¹¹ M. CHASSAN, *Traité des Débits et Contravention de la Parole, de l'Ecriture et de la Presse*, 2e édition, 1846, tome 1, pp.502–573. CHASSANは、発行主管者への出版刑事责任の追及が刑法の自己行為原則に反するものだという批判に対して、発行主管者の責任は立法上の

¹² 1828年法当時では、合名会社、合資会社、株式会社の四つである。(DUV. 1828. pp.224–225) なお、新聞雑誌や書籍の印刷と公刊を目的とする営利組織が行う行為は、著者と発行主体の関係のあり方あるいは広告掲載など、それぞれ局面上において民事的行為か商業的行为か見解は複雑に分かれているという。(山本桂一『フランス企業法序説』、東京大学出版会、1969. pp.36–37)

¹³ L. アドレール著、加藤節子、杉村和子訳『黎明期のフェミニズム—フランスの女性ジャーナリスト (1830–1850)』、人文書院、1981。加藤節子『1848年の女性群像』、法政大学出版局、1995。号数はBELLANGER et al., tome 2, p.212も参照。

ボレオン3世のもとで、再びアレスへの抑圧を強めたのは、1857年2月13日のデクレであった。その後、1868年法自由化の兆しがあったが、パリコミューン後の第三共和政初期、ティエール内閣、そしてマクマオン内閣と続く王党派保守的政権展開のなかで、間接的な言論抑圧が企図された。それは、流通機構を末端で支える新聞売捌業者の免許条件を強化することで街頭一枚売りの雑細業者を選別するというものだった。¹⁴

実態として公道上で新聞雑誌を売捌く女性や未成年者は、まとまつた事前予約購読料を払えない都市貧困層、つまり共和派刊行物の読者を顧客としていた。保守系刊行物は、資本家や固定給与を受けられる雇用者による、安定した定期購読を基盤としていた。新聞雑誌の街頭売りは、国内外の騒乱や経済変動などに激しく翻弄され、主たる生計維持者を失い寄る刃をなくした都市生活者たちが、日稼ぎで現金収入を得られる格好の職業であったと推定される。新聞の束を小脇にかかえ、街頭に立つ女性や子供のイメージは絵入新聞の挿絵にも登場している。¹⁵ この雑細業者の壊滅策が保守政権の新たな選挙戦略として立ち現れたのである。

1878年3月10日法第1条は売捌業の開業申請者としてフランス人であり、市民権又は政治的権利を剥奪されていないことを条件づけた。続く1880年6月17日法の審議のなかでは、元老院において数多くの女性がパリの市中で新聞雑誌を売捌くようすが紹介され、職業の自由のため最低限の条件付けへと法案は修正された。(DUV, 1880, p.393)

法改正論議の最中に1879年7月11日に出された破毀院判決¹⁶は、女性が新聞売捌業者となる道を確保した。窃盗の前科2犯の犯歴をもつある寡婦は、新聞雑誌売捌業の事前許可申請を提出したが記載虚偽のため起訴された。判決はこの

れを却下し、公民権剥奪と同等の重罪判決を受けていないものであれば男女とも申請可能と判示した。公民権を有しない女性は剥奪される権利がないのだから、剥奪されていないという申請自体が虚偽に等しい。また公民権を欲する行為が罪に問われる場合さえある。公民権が剥奪されていないことの証明を要求する理由は新聞売捌業として適切な秩序維持能力の確認にあるのだから、公民権剥奪と同程度の罪犯がないことの証明で足りる。¹⁷ この判決を反映した1880年6月17日法は新聞雑誌売捌業の開業届事項に「市民的及び政治的権利の剥奪に関連した有罪判決を受けていないこと」(第1条)としてとりわけ重い罪状にあたる場合のみに限定したのである。(DUV, ibid.)

この寡婦によって砂嵐のような同業女性の生業は敷われた。新聞雑誌の流通機構の末端、特に共和派の言論流布において周縁的だが不可欠な存在となっていた彼女たちは、新聞雑誌の売上でそれを買うことはできずとも、また完全な識字能力をもっていなかつたとしても、街頭で題号を声高に叫びつつ、あるいは売廻りのなかで目にする見出しに触発されたこともあったと思う。実は最も新聞雑誌に身近に触れることができる女性たちだったのである。この砂嵐たちの学びは不可視だが、やがて女性参政権運動の砂嵐を巻き起こす元素の一つだったのではないかだろうか。

4. La gérante (女性発行主管者) の誕生

政権交替のたびに、自由と抑圧の矛盾を抱え込みながら複雑に変化を遂げてきたプレス法は、第三共和政にいたるまでに42の法、政令、通達にわたっていた。これを廃止する提案をしたのは、離婚法に名を残したナケ(Alfred NAQUET)であった。1876年のこの提案以降、4年後に国民議会におけるリスボン(Eugène LISBONNE)による委員会報告と議論を経て、1881年2月ようやく元老院へと法案は送致され、緊急動議とともに7月審議が開始された。(DUV, 1881, pp. 290-291) 元老院審議過程でのペルタン(Eugène PELLATAN)の委員会報告¹⁸は7月18日に行われたが、このなかで彼は条文第6条における男女平等の含意を強調した。

14 BELLANGER et al., 1972, Tome 3, pp.153-155.

15 L'Ambulance de la presse [le Monde illustré, le 29 dec. 1870] (BELLANGER et al., Tome 3, planche XXII) なお、同時期の日本の新聞売り子は1872年『東京日日新聞』の発刊後これと題材に河竹黒阿彌が劇化すると、重い飛脚館のような新聞入れを担ぐ、侠気のある男のイメージとして錦絵や着色写真に登場しはじめる。1896年の東京雑誌売捌業者組合の名簿には女性名も見られる。(拙稿、1985、「明治前期における新聞雑誌売捌状況」、『出版研究』16号)

16 SIREY, Recueil général des Lois et des Arrêts Année 1879, 1er Partie, « Jurisprudence de la Cour de Cassation », pp. 434-435.

17 SIREY, ibid.

18 Journal Officiel Documents Parlementaires: Sénat, 1881, 5 juillet, n°334, pp. 461-471.

Eugène PELLETAN (1813-1884)

ナダール (NADAR, 本名 Gaspard-Félix TOURNACHON)
が1855-59年頃に撮影 Salted paper print from
glass negative (23.5 x 17.6 cm)



<http://www.metmuseum.org> より蔵索転載

Copyright 2000-2005 The Metropolitan
Museum of Art

政治的権利—国際女性会議の議題とならざる問題』を抗議的に刊行したこと²⁰なども影響しているとみてよいだろう。²¹保証金制度や印紙税の完全撤廃を掲げ、定期刊行物については届出制と納本義務のみとなつた1881年プレス法の運用について、同年11月9日の法相の通達は破壊院判決を引き女性も発行主管者になれることを明記した。(DUV. 1881, pp. 313-314)

条文 6 条は

Art. 6 – Tout journal ou écrit périodique aura un gérant. Le gérant devra être Français majeur, avoir la jouissance de ses droits civils, et n'être privé de ses droits civiques par aucune condamnation judiciaire. (第 6 条—全ての定期刊行物は発行主管者を置かなければならぬ。発行主管者は成人フランス人であり、民権を有し、司法の有罪判決によつて市民権を剥奪されていないものとする。)

と、文面上は男性のみと規定していた過去のものと変わりは無かつた。そこでペルタンは条文上では不可視の女性の存在を引き出し、発行主幹者の地位を女性も享受して La gérante と成りうることを言明したのである。ペルタンの報告はその理由を明らかにしていなかった。

1877年に開催されたフレーヌー・ソソン団の演説ではフェミニズムに否定的な見解をみせたペルタン¹⁹がこの強調を行つたことに、前年の破毀院判決が直接影響していることは疑いを得ない。さらに、報告の基調には明確な普通選挙制度の完全履行のための多様な言説の創出があることをみた上で、この強調的発言を受け止めると、彼は女性參政権運動の擁護としてこれを発したものと考えられる。1878年のパリ万国博覧会とともに開催された国際女性の権利会議並びにこれを脱したオーケレール (Hubertine AUCLEERT) が同会議後『女性の政

5. もすび

1881年プレス法は、女性が主体的に定期刊行物を経営管理し、政治言論の生産者となる時代を開いた。それからフランスの女性が參政権を得るまでの半世紀以上の期間そして今日に至るまでに、砂粒たちの地層は女性とフェミニズムプレスのリストを現出させた。

1883年、1881年プレス法の2年後に布告された明治政府の改正新聞紙条例は、発行人及び編集人を成人男子とし、保証金制度を制定した。条例改正の元老院議長のラボー²⁰、同前、p.227。
21 ペルタンの *La mère* という著作が女性參政権要求を掲げる (Theodore HAMILTON, *Women's Problem in Europe*, New York; Source Book Press, 1884, reprinted in 1970, p. 246, <http://www.pinn.net/~sunshine/book-sum/stanton4.html> [mar. 3, 2005]) のことだが未確認。
22 以上 Evelyne SULLEROT, *La Presse Féminine*, Armand Colin, 1963 及び前掲アンジエ大学のリスト参照。 *La Fronde* の頻度については杉村和子、志賀完一監訳『女の歴史IV』十九世纪 2、藤原書店、1996、p. 776 も参考にした。
23 ラボー、前掲書。

会議筆記中の発言にはこのフランスのプレス法に言及するものはない。²⁴しかし明治政府は仏法の内容を知り得る状況にあった。²⁵ 1887年には編集人となる道が日本女性にも開かれ、1899年から成人女性も発行人、編集人及び印刷人と成りえた。しかし、保証金制度は存続し、事前検閲と思想弾圧は強まり、やがて世界的傾向とともに異質化する言論機關²⁶において、女性が經營者となるにはほど遠かった。内務省図書局による出版警察資料では、1920年から女性解放や女性参政権獲得に向けた研究及び主張が顕著となるものの、比較的高級とされる『婦人公論』『婦人之友』『女性』も一般対象の『婦人世界』『主编之友』もともに思想政治問題が極めて少なく、其通して家庭の実用記事や興味本位に性欲を満たすレベルに墮落していると分析している。また1927年の処分理由はほとんど風俗壊乱であり、その1929年には『婦人世界』の禁止が他誌に及んで一度に「清浄化」した傾向を指摘している。²⁷ こうした定期刊行物の半のような読者であり続けたことが、日本において女性が経営する定期的な言論メディアの歴史的蓄積を極めて薄くしている一原因なのである。²⁸

24 奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説」、『法律時報』第39巻11号、1967年、p.101及び註5)

25 實作麿洋が『仏国常用法』(原本は、A. ROGER et A. SOREL, *Codes et lois usuelles*) を翻訳し司法省蔵版として刊行し始めるのが1880年であり、刊行第2集として1881年11月の法相通達までを含む『印書』の項目がするのは1886のことであった。(『日本立法資料全集』別巻309、信山社、2004年)

26 1934年当時、米国コロンビア大学総長の報告によれば、出版の自由の破壊が世界的凶兆にあるとの見解とともに、フランスではパリの新聞雑誌が政府又は財團、特に武器製造者の勢力支配下にあるとしている。(『ザ・リテラリ・ダイジェスト』誌所載記事による『出版警察報』69号、1934年)

27 『出版警察関係資料集成』(不二出版) 所収の「最近出版物の傾向」「出版傾向及び其ノ取締状況」等参照。

28 歴史的蓄積を薄くしている遠因の実証は容易ではないが、国連女性の十年以降、日本の全国各地に官立民営の女性センターがいわゆる箱もの行政によって生まれ、各種女性情報メディアの発行提供機関として一市一館のごとく林立してきた状況は一考に値する。今日小さな行政の嗜好のなかで展開されている指定管理者制度の下で厳しく試されつるのは、その運営管理責任能力である。マスメディア退職女性やフェミニスト、ジェンダー研究者の就職競争として機能してきた官立民営の女性センターあるいは男女共同参画センターは、日本社会の性差別解消のための税投資によるメディア幾何級数的であり、その経営効率や事業評価に客観性を問うことは、自治体経営論の範疇に預ければよいというものではない。指定管理者制度は競争原理に基づく経営効率化を意図するものだが、日本のフェミニズムが不羈独立して市民社会を構築しようとするのか、それとも官の植生し準・官報を發して擬勢するのか、岐路を見る重要な研究課題であることを指摘しておきたい。

世界中でジェンダーによるメディアの占有と多様化の阻止は頗在し、そのなかで女性は可視的だが脆弱な存在である。²⁹ なお自由と平等への戦いを情報技術を武器に、あるいは連帶への手段にして進むベネロープのバルミエリは、この状況を改善するには、フリーソフトウェアのオープンで互恵的、また参加的な哲学から生まれる柔軟な開発力と、なによりも安全性と安価であることと結合し、印刷、ラジオ、テレビなどの伝統的なメディアよりも迅速に問題解決にアプローチする戦略と行動をとるべきだ、と主張している。³⁰ このことばを知の蛸壺に蓄積するだけの時代は終わっている。そのことを21世紀の初頭にいる私たちは自覚すべきだろう。

~~~~~

## [ Résumé ] La naissance de la gérante avec la loi du 29 juillet 1881

Junko YAMAGUCHI

Grâce au développement remarquable de l'informatique depuis 80 ans, l'activité du féminisme français sur l'internet a acquis la possibilité de gérer un site indépendant dans cette société informatisée. Cet essai part à la recherche de l'origine de cette acquisition : le moment de la naissance de la gérante par la loi 1881 sur la liberté de la presse.

- 29 Margaret GALLAGHER, *Lipstick Imperialism and the New World Order: Women and Media at the Close of the Twentieth Century*, 1995, <http://www.un.org/documents/ecosoc/cn61996/media/gallagh.htm> [feb. 7, 2005]
- 30 Jöelle PALMIERI, "Liver : Loi de Genre", *Penélopes*, 12, 2004, mai republiée sur <http://www.socialrights.org/spip/article1003.html> [11 mars 2005] また、フリーソフトウェアを最初に提唱したGNUプロジェクトについては次のサイトを参照。<http://www.gnu.org/philosophy/philosophyja.html> なお、情報技術の開発原理であるサイバネティックは第二次大戦で英軍本土をナチスの空爆から防衛する高射砲装置研究に勤しんでいたウイーナーによる考え方だが、戦時中の発表当初からこの技術開発に伴う社会的責任について、ミードとペイトソンの男女の文化人類学者が示唆していた。ウイーナー自身も人間的価値の尊重を伴うものだといい、米国が情報を商品として操作しつつあることに批判的だった。(拙論『市民性開発と情報教育の可能性—高度情報文化社会の形成をめぐる』(東京大学大学院学際情報学府修士学位論文), 2003, pp.11-12)